

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県立幡多看護専門学校学則の一部を改正する規則	6
◎高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	6
◎高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	7
◎高知県立農業大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	13
高知県教育長訓令	
◎教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令	13

-----  
規 則  
-----

高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月19日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第66号**

**高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則（平成28年高知県規則第47号）の一部を次のように改正する。

題名中「不均一課税」を「特例措置」に改める。

第1条中「高知県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例」を「高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例」に改める。

第2条の見出し中「不均一課税」を「特例措置」に改め、同条第2項中「第3条」を「第3条又は第5条」に、「不均一課税の措置」を「課税免除又は不均一課税の措置」に改め、同項第1号中「不均一課税」を「特例措置」に改め、同条第3項中「前2項」を「第1項」に、「不均一課税額」を「課税免除額」に改める。

第3条の見出し中「不均一課税」を「特例措置」に改め、同条

中「不均一課税」を「課税免除又は不均一課税」に改める。

第4条（見出しを含む。）中「不均一課税」を「課税免除」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

県税事務所長 様

住所（所在地）

氏名（名称）

㊞

事業税の課税免除届出書

高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例第6条の規定により、下記のとおり事業税の課税免除について届け出ます。

記

地域名		地方活力向上地域					
課税免除届出事業年度（年）	年 月 日から	税目	事業税				
	年 月 日まで						
特定業務施設の用に供した日の属する事業年度（年）	年 月 日から	課税免除後の申告（課税）額 ①-②					
	年 月 日まで						
区分	課税免除前の申告（課税）額 ①	課税免除額 ②					
	税率	課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額	税額
所得金額	— 100	千円	円	千円	円	千円	円
	— 100						
	— 100						
	計						
収入金額	— 100						
合計							
備考							

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

県税事務所長 様

住所（所在地）

氏名（名称）

電話番号

㊞

不動産取得税の課税免除  
不均一課税 届出書

高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例第6条の規定により、下記のとおり不動産取得税の課税免除  
不均一課税 について届け出ます。

記

地域名	地方活力向上地域
-----	----------

土地

特定業務施設の敷地である土地の所在地	地番	地目	地積（ア）	取得価額	（ア）のうち特定業務施設の敷地となった地積
			m <sup>2</sup>	円	m <sup>2</sup>
取得年月日	年 月 日	特定業務施設の建設に着手した年月日		年 月 日	

家屋

特定業務施設の所在地	家屋番号	種類	構造	延べ床面積			用途	取得価額	取得年月日
				1階	1階以外	計			
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		円	
備考									

第3号様式 (第2条関係)

特例措置の要件等に関する明細書

		事業年度 (年)	
		法人名 (氏名)	
事業所の名称			
事業所の所在地			
事業の種類			
新增設の別		新設 ・ 増設	
特例措置の要件	地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定日	年	月 日
	新增設に係る特定業務施設の用に供した日	年	月 日
	特定業務施設の用に供した日の属する事業年度又は年の	年	月 日 から
		年	月 日 まで
	新增設に係る特定業務施設用設備の取得価額の合計額		
青色申告書の提出の有無		有 ・ 無	

(裏面)

新增設に係る特定業務施設用設備の取得価額等の明細	特定業務施設用設備	取得年月日	減価償却開始年月日	取得価額	特別償却の有無	備考
				円		

**第4号様式**（第2条関係）

年 月 日

県税事務所長 様

住所（所在地）

氏名（名称） ㊞

事業税の課税免除額の修正届出書

高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例施行規則第2条第3項の規定により、年 月 日付けで届出をいたしました課税免除については、下記のとおりの修正の届出をします。

記

地域名		地方活力向上地域					
課税免除届出事業年度（年）	年 月 日から 年 月 日まで		税目	事業税			
	特定業務施設の用に供した日の属する事業年度（年）			年 月 日から 年 月 日まで			
区分	修正額						
	課税免除前の申告（課税）額 ①		課税免除額 ②		課税免除後の申告（課税）額 ①-②		
税率	課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額	税額	
所得金額	100	千円	円	千円	円	千円	円
	100						
	100						
	計						
収入金額	100						
合計							
修正届出書の提出理由	1 課税免除前の申告（課税）額の変更 2 案分率の変更 3 その他						

注 この修正届出書の提出理由が「案分率」の変更である場合は、「課税免除届出所得金額（収入金額）に関する明細書」を添えてください。

**第5号様式**（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

県税事務所長 ㊞

事業税の課税免除決定通知書

年 月 日付けで届出のありました事業税の課税免除については、下記のとおりの決定をしました。

記

地域名	地方活力向上地域							
事業年度又は年	年 月 日から 年 月 日まで		特定業務施設の用に供した日に係る年度分		税目	年度 事業税		
	申告額（課税額）		課税免除届出額			免除率	課税免除決定額	
区分	税率	課税標準額 ①	税額	課税標準額	税額	④ ③=②	課税標準額 ①×②	税額
所得金額	100	千円	円	千円	円	—	千円	円
	100							
	100							
計								
収入金額	100					—		
合計								
課税免除額に関する明細	事務所又は事業所			計算基礎				
	名称	所在地		県内の事業所等の従業者数の合計		新設又は増設をした設備に係る従業者数		
				人		人		
	計			③		④		
備考								

（審査請求及び取消訴訟に関する告示）  
 1 この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。  
 なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。  
 2 この処分取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。  
 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。  
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第6号様式 (第3条関係)

第 号  
年 月 日

様

県税事務所長 印

事業税の課税免除額の修正決定通知書

年 月 日付けで届出のありました事業税の課税免除額については、下記のとおり決定しました。

記

地域名		地方活力向上地域								
事業年度又は年		年 月 日から 年 月 日まで			特定業務施設の用に供 した日に係る 年度分		税目		年度 事業税	
区分		修正届出課税免除 額		修正決定課税免除 額 ①		既決定課税免除額 ②		差引き課税免除額 ①-②		
		税率	課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額	税額
		— 100	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円
所得 金額	— 100									
	— 100									
	— 100									
計										
収入 金額	— 100									
合計										
修正決定理由										

(審査請求及び取消訴訟に関する教示)

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。)提起することができます。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。  
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。  
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第7号様式 (第3条関係)

第 号  
年 月 日

様

県税事務所長 印

不動産取得税の課税免除  
不均一課税 決定通知書

年 月 日付けで届出のありました不動産取得税の課税免除  
不均一課税 については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

地域名		地方活力向上地域									
届出のあった不動産											
土地	所在地		地目	地積	用途						
				m <sup>2</sup>							
家屋	所在地		種類又は用途	構造	延べ床面積						
					1階	1階以外	計				
					m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
決定の内容											
土地	課税免除 不均一課税 前の税額 ①		課税免除 不均一課税 による軽減額 ②		課税免除 不均一課税 後の税額 ①-②						
	課税標準額		税額		課税標準額		税額		課税標準額		税額
	千円		円		千円		円		千円		円
家屋	課税免除 不均一課税 前の税額 ①		課税免除 不均一課税 による軽減額 ②		課税免除 不均一課税 後の税額 ①-②						
	課税標準額		税額		課税標準額		税額		課税標準額		税額
	千円		円		千円		円		千円		円
決定の根拠条項及び理由											

(審査請求及び取消訴訟に関する教示)

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。  
なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。)提起することができます。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。  
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。  
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

第8号様式（第4条関係）

年 月 日

県税事務所長 様

承継人 住所（所在地）  
氏名（名称） ㊞

事業承継届

高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例第3条の規定により課税免除の措置の適用を受ける事業を下記のとおり承継しましたので、届け出ます。

記

事業種目	
承継した事業所等の名称	
承継後の事業所等の名称	
承継した年月日	
承継した理由	
承継した事業の事業開始年月日	

注 事業を承継した原因を証する書類又はその写しを添えてください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



高知県立幡多看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月19日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第67号

高知県立幡多看護専門学校学則の一部を改正する規則

高知県立幡多看護専門学校学則（平成18年高知県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第28条の見出し中「授業料」を「入学手数料等」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「減額又は」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項中「を減額し、又は免除する必要があると認める場合」を「の全部又は一部を免除する必要があると認めるとき」に、「場合とし」を「ときとし」に、「減額する」を「免除する」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第8条の規定に基づき入学手数料及び入学料の全部又は一部を免除する必要があると認めるときは、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月19日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第68号

高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和45年高知県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「授業料等」を「入校手数料等」に改め、同条第2項中「授業料」を「入校手数料、入校料、授業料」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「特に必要があると認めた」を「規定に基づき授業料及び受講料の全部又は一部を免除する必要があると認める」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第6条の規定に基づき入校手数料及び入校料の全部又は一部を免除する必要があると認めるときは、知事が別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月19日

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県規則第69号

## 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和50年高知県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（利用料金等の納付の時期等）」に改め、同条中「観覧しようとする」を「観覧する」に、「入場券と引換えに、条例第4条第1項の規定による額の入場料を」を「条例第4条の規定による利用料金又は条例第6条の2第1項の規定による入場料を、条例第1条の2に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が定める入場券と引換えに」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。第3条に次の2項を加える。

- 前項の規定にかかわらず、条例第6条の3各号に掲げる者の取扱いによる観覧については、観覧の後に、利用料金として指定管理者に納付し、又は入場料として県に納付することができる。
- 知事が交付する第1項の入場券の様式は、観覧者が個人である場合にあつては別記第1号様式に、20人以上の団体である場合にあつては別記第2号様式によるものとする。ただし、年額の場合にあつては別記第3号様式に、条例第6条の3各号に掲げる者が取り扱う場合にあつては別記第4号様式によるものとする。

第10条中「別に」を「別に、又は指定管理者が知事の承認を得て」に改め、同条を第13条とする。

第5条から第9条までを削る。

第4条中「知事」を「知事又は指定管理者」に、「認める者については、入館を禁じ、又は退館」を「認めた者に対して、海洋館への入館を拒み、又は海洋館からの退去」に改め、同条第1号中「又は施設を損傷した者」を「、施設、設備等を汚損し、」に改め、同条第2号中「観覧者」を「海洋館を利用する者（以下「利用者」という。）」に、「若しくは迷惑を及ぼした者又は危害を加え、若しくは」を「又は」に改め、同条第3号中「前2号」を「前3号」に、「管理上必要な」を「関係職員の」に改め、同条を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- 騒じょう又は示威にわたる行為をする者
- 第4条を第9条とし、同条の次に次の3条を加える。

（設備の制限）

**第10条** 利用者は、海洋館の施設に特別の設備をし、又は設備に変更を加えてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

（汚損等の届出）

**第11条** 利用者は、海洋館の資料等、施設、設備等を汚損し、又は損壊したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

（指定管理者の指定の申請に必要な書類等）

**第12条** 条例第9条の規則で定める申請書は、別記第10号様式によるものとする。

2 条例第9条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 条例第8条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- 定款、規約その他これらに類する書類
- 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては当該団体の代表者の住民票の写し
- 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要であると認める書類

3 条例第10条第2項の規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。

第3条の次に次の5条を加える。

（利用料金等の納付を要しない観覧者）

**第4条** 条例第4条ただし書の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 身体障害者手帳を所持する者
- 療育手帳を所持する者
- 精神障害者保健福祉手帳を所持する者
- 戦傷病者手帳を所持する者
- 被爆者健康手帳を所持する者
- 前各号に掲げる者（以下この号において「身体障害者等」という。）を直接介護し、又は介助するために必要な者（身体障害者等1人につき1人とし、当該身体障害者等と同時に海洋館に入館する場合に限る。）

（利用料金の承認の申請）

**第5条** 指定管理者は、条例第4条の3第1項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、知事に対して、別記第5号様式による利用料金承認申請書を提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第4条の3第2項の規定により知事の承認を得た利用料金の額を変更しようとするときは、知事に対し

て、別記第6号様式による利用料金変更承認申請書を提出しなければならない。

（入場料の額）

**第6条** 条例第6条の2第2項の規則で定める入場料の額は、知事が別に定める。

（入場料の減免の申請等）

**第7条** 条例第6条の2第3項において読み替えて準用する条例第5条の規定に基づき入場料を減額し、又は免除する必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとし、減額する場合の当該額は、知事が別に定める。

- 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の児童若しくは生徒又はこれらの引率者が教育課程に基づく教科学習の一環として観覧するとき。
- 県外の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の児童又は生徒が教育課程に基づく教科学習の一環として観覧するとき。
- 前2号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めたとき。

2 条例第6条の2第3項において読み替えて準用する条例第5条の規定に基づき入場料の減額又は免除を受けようとする者は、知事に対して、別記第7号様式による入場料減額（免除）承認申請書をあらかじめ提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、入場料の減額又は免除を承認するときは別記第8号様式による入場料減額（免除）承認通知書を当該申請をした者に交付し、承認しないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

（入場料の還付の請求等）

**第8条** 条例第6条の2第3項において読み替えて準用する条例第6条ただし書の規定に基づき入場料を還付する特別の理由があると認めるときは、災害その他の不可抗力により海洋館が展示する資料等の観覧ができなくなった場合とし、当該還付する入場料の額は既納又は過納となる入場料の額に相当する額とする。

2 条例第6条の2第3項において読み替えて準用する条例第6条ただし書の規定に基づき入場料の還付を受けようとする者は、入場券を提示した上で、知事に対して、別記第9号様式による入場料還付請求書を提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による請求があつた場合において、入場料の還付を決定したときは入場券と引換えに入場料を還付し、還付をしないときはその旨を当該請求をした者に通知するものとする。

別記様式を次のように改める。

## 別記

## 第1号様式（第3条関係）

No.	No.	
足摺海洋館	足摺海洋館	
入場券（副）	入 場 券	
¥	¥	
	1 当日限り有効 2 日付印のないものは無効	高知県立足摺海洋館

備考 この入場券の半券をもって、現金領収証書に代えるものとする。

## 第2号様式（第3条関係）

高知県立足摺海洋館入場券		No.		
観覧者区分	入場料 (1人)	人数	金額	受領印
児童・生徒	団体	円	人	円
	割引券提出			
18歳以上の者 (生徒を除く。)	団体			
	割引券提出			
合計				
団体名				
所在地	電話番号			
代表者名				


- 備考 1 「児童」とは小学校の児童その他これに準ずる者を、「生徒」とは高等学校及び中学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 2 この入場券をもって、現金領収証書に代えるものとする。
- 3 入場券は、正副2枚をもって一組とし、一組ごとに番号を印刷して簿冊とし、かつ、表紙に「高知県立足摺海洋館入場券つづり」の表示及び番号を印刷するものとする。
- 4 入場券（副）は、薄葉紙を用いるものとする（裏カーボンとする。）。



## 第3号様式（第3条関係）

No.
(写真又はイラスト)
高知県立足摺海洋館 年間パスポート（入場券） 円

(裏面)

有効期限.....年.....月.....日まで
氏名.....
生年月日.....年.....月.....日生
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収納印の日付から1年間に限り有効です。</li> <li>・ 収納印のないものは無効です。</li> <li>・ ご購入後の紛失による再発行は致しかねますので、ご了承ください。</li> <li>・ この入場券は、上に記載されたご本人に限り使用することができます。</li> <li>・ ご入場の際、ご本人であることを確認させていただく場合があります。</li> </ul>


- 備考 1 寸法は、縦5.4センチメートル、横8.5センチメートルとする。
- 2 写真又はイラストは、高知県立足摺海洋館で飼育する魚類の写真若しくはイラスト又は入場券を使用する本人の顔写真とする。
- 3 この入場券をもって、現金領収証書に代えるものとする。

## 第4号様式（第3条関係）

高知県立足摺海洋館入場券		No.			
観覧者区分		入場料 (1人)	人数	金額	受領印
児童・生徒	個人	円	人	円	
	団体				
18歳以上の者 (生徒を除く。)	個人				
	団体				
合計					
請求金額	円×0.9=				円
団体名					
取扱業者名					
所在地	電話番号				
代表者名					

- 備考 1 「児童」とは小学校の児童その他これに準ずる者を、「生徒」とは高等学校及び中学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 2 この入場券をもって、現金領収証書に代えるものとする。
- 3 入場券は、正副2枚をもって一組とし、一組ごとに番号を印刷して簿冊とし、かつ、表紙に「高知県立足摺海洋館入場券つづり」の表示及び番号を印刷するものとする。
- 4 入場券（副）は、薄葉紙を用いるものとする（裏カーボンとする。）。

**第5号様式**（第5条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者



## 高知県立足摺海洋館利用料金承認申請書

高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第4条の3第1項の規定により高知県立足摺海洋館の利用料金を定めたいので、下記のとおり申請します。

## 記

## 1 利用料金の申請額

区分	利用料金（円）	備考

## 2 利用料金の申請額の根拠

3 利用料金の適用開始予定年月日  
年 月 日**第6号様式**（第5条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者



## 高知県立足摺海洋館利用料金変更承認申請書

高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第4条の3第2項の規定により高知県立足摺海洋館の利用料金を変更したいので、下記のとおり申請します。

## 記

## 1 利用料金の変更申請額

区分	利用料金（円）		備考
	変更前	変更後	

## 2 利用料金の変更申請額の根拠

3 変更後の利用料金の適用開始予定年月日  
年 月 日

**第7号様式**（第7条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所  
氏 名 ④  
(電話番号)  
〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名〕

高知県立足摺海洋館入場料減額（免除）承認申請書

高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第6条の2第3項において読み替えて準用する同条例第5条の規定に基づき高知県立足摺海洋館の入場料の減額（免除）を受けたいので、次のとおり申請します。

観覧目的及び減額又は免除を受けようとする理由					
観覧責任者の住所及び氏名	住所	電話番号			
	氏名				
観覧期間	年 月 日 ( ) 時 分から		年 月 日 ( ) 時 分まで		日間
観覧人数	人				
	(内訳)				
※ 入場料の額の算定	正規の入場料の額				円
	減額又は免除をする入場料の額				円
	決定した入場料の額				円
※ 決裁欄			※ 受付年月日	年 月 日	
			※ 決定年月日	年 月 日	
			※ 決定番号	第 号	
			※ 通知年月日	年 月 日	
			※ 還付年月日	年 月 日	

注 ※印欄は、記入しないでください。

**第8号様式**（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事 ④

高知県立足摺海洋館入場料減額（免除）承認通知書

年 月 日付で申請のありました高知県立足摺海洋館の入場料の減額（免除）については、高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第6条の2第3項において読み替えて準用する同条例第5条の規定に基づき次のとおり承認します。

観覧目的及び減額又は免除を受けようとする理由					
観覧責任者の住所及び氏名	住所	電話番号			
	氏名				
観覧期間	年 月 日 ( ) 時 分から		年 月 日 ( ) 時 分まで		日間
観覧人数	人				
	(内訳)				
正規の入場料の額					円
減額又は免除をする入場料の額					円
決定した入場料の額					円

**第9号様式**（第8条関係）

年 月 日

高知県知事 様

請求者 住 所  
氏 名 ㊞  
(電話番号)  
〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名〕

高知県立足摺海洋館入場料還付請求書

高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第6条の2第3項において読み替えて準用する同条例第6条ただし書の規定に基づき高知県立足摺海洋館の入場料の還付を受けたいので、次のとおり請求します。

入場料の納付年月日	年 月 日		
既納の入場料の区分及び金額	区分	人数	金額
		人	円
	合計		
還付を請求する理由			
※ 還付金額の算定	入場料の額		円
	還付率		パーセント
	還付金額		円
	還付の根拠		

注 ※印欄は、記入しないでください。

**第10号様式**（第12条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者指定申請書

高知県立足摺海洋館の指定管理者の指定を受けたいので、高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第9条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請者	フリガナ			
	名称			
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ	
			氏名	㊞
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 - )		
		電話番号		ファクシミリ番号
	高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 - )		
		電話番号		ファクシミリ番号

関係書類

- (1) 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第9条第1号の事業計画書
- (2) 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例第8条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては当該団体の代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び日々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、知事が必要であると認める書類

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。  
(準備行為として行う指定管理者の指定の申請に必要な書類)
- 2 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成30年高知県条例第59号)附則第2項の規定に基づき、同条例の規定の施行の前において行う指定管理者の指定及び利用料金の承認の申請に必要な書類については、この規則による改正後の高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則(次項において「改正後の規則」という。)第12条及び第5条第1項の規定の例による。  
(経過措置)
- 3 この規則の施行の前はこの規則による改正前の高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の規則の規定によりなされたものとみなす。



高知県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月19日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第70号**

**高知県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和58年高知県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第23条の見出し中「授業料及び受講料」を「入校手数料等」に改め、同条第2項中「授業料」を「入校手数料、入校料、授業料」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第7条の規定に基づき入校手数料及び入校料の全部又は一部を免除する必要があると認めるときは、知事が別に定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。



**教 育 長 訓 令**



**高知県教育長訓令第5号**

教育委員会事務局  
各 教 育 機 関

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年10月19日

高知県教育長 伊藤 博明

**教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令**

教育長の権限に属する事務決裁規程(昭和46年3月高知県教育長訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第10条第8号中「授業料等の」を「入学手数料の」に、「及び第3項」を「から第5項まで」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成30年10月19日から施行する。